

第54回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

- 1 日 時 令和5年7月14日（金） 13：30～15：30
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員13名

青木美憲、井芹聖文、川島聡、莖田信之、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、田村久美、引地充、平松美由紀、光延忠彦、薬師寺明子、吉田真悟

◆岡山県／出席15名

県民生活部長、子ども家庭課長、指導監査室総括参事、長寿社会課長、障害福祉課長、国際課総括参事、健康推進課長、デジタル推進課長、くらし安全安心課長、福祉企画課長、人権教育・生徒指導課長、人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様には大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただきお礼を申し上げます。また、平素から、本県の人権施策の推進については、格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

県では、子ども関連施策の一層の推進、感染症対策や地域医療体制の整備を進めるため、これまでの保健福祉部を「保健医療部」と「子ども・福祉部」の2つに分けるとともに、男女共同参画青少年課が所掌していた青少年に関する業務を「子ども家庭課」に移管した。また、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層進めるとともに、人権施策を総合的に推進するため男女共同参画青少年課と人権施策推進課を統合し、人権・男女共同参画課を設置した。

人権に関わる最近の動向は、6月にいわゆるLGBT理解増進法が施行され、また、同性婚訴訟の一審判決が出そうなど、引き続き人権問題への取組が重要となっている。

このような中、県では、平成12年に当審議会からの答申を受け、人権全般を視野に入れた施策の方向付けとなる、1次の「岡山県人権政策推進指針」を翌年の平成13年に策定して以降、現在の第5次指針まで、「共生社会おかやま」の実現に向けて、各種人権施策を総合的に推進しているところである。

本日は、指針に示している主な人権課題に係る県での取組み状況について説明の後、委員の皆様から御意見、御質問をいただければと考えている。

なお、岡山県人権政策推進指針は、社会経済情勢の変化や県民意識調査の結果などを

踏まえ、5年ごとに見直しを行っている。

第6次指針の策定に向け、本年度から順次、県民意識調査の項目検討、意識調査の実施、指針骨子の作成などを行い、令和7年度末に指針策定の運びとしたいと考えている。

指針策定までの各事項について、御審議を賜りながら、適切な指針が策定できるよう進めてまいりたい。

委員の皆様方には格別の御協力をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願います。

2 議 題

(1) L G B T法の制定について

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(議題1に対する質問と回答の概要)

(〇〇委員)

学校の設置者は児童等の理解増進に関し、教育または啓発、教育環境の整備等に努めるものと規定されているが、小・中・高校だけでなく県内の大学においてもL G B Tに関連するようなガイドラインが必要と思うが、県で何か予定している取組はあるか伺いたい。

(人権・男女共同参画課長)

6月に法律が施行され、今後国が法律に基づいて基本計画や指針を策定するので、その内容を確認し、今後の対応を考えてまいりたい。

(2) 行政説明

～行政説明資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(事前質問及び回答の概要)

～資料のとおり～

(行政説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

行政説明資料12ページの4、支援体制の強化について、潜在化したDV被害者への支援だが、ホームページの閲覧数やDVのセルフチェックが多いのは分かったが、例えば被害者の方が相談に来られた時、SNSを利用されたかどうかというのは把握しているのか。もっと利用者数は増えなければならないと思うがどうか。

(人権・男女共同参画課長)

昨年度からDV被害の防止強化として、SNSに、相談窓口へ誘導するような広告を発信するプッシュ型アプローチを実施している。昨年度は20歳から50歳代の県内の女性を対象に広告の送信を1か月ずつ3回に分けて実施したところ、広告表示数が約

450万回。そのうち、クリック数が19,000回、DVセルフチェックが約2,300回。電話相談やチャット相談を選択する画面にアクセスされた方が529件。ウィズセンターなどの相談窓口で電話をかける直前まで操作された方が全体で269件あった。

この269件のうち、実際に電話をかけられた方が何名かということまではデータがなく、また、実際に相談に来られた方に、相談のきっかけについて、相手方から話があればわかるが、こちらから尋ねるといふこともしていない。しかしながら、相談の入り口まで来られた方が269人ということは気づきを得るきっかけとなっており、事業効果があったものと考えている。このことから、引き続き今年度も継続して実施してまいりたい。

(〇〇委員)

DVの保護命令の対象が精神的暴力にも拡大されることとなったが、今後、精神的暴力についての広報活動など、県として何か取り組む予定はあるか伺いたい。

(人権・男女共同参画課長)

委員のおっしゃるとおり、今まではDVの保護命令の対象は身体的暴力だけであったが、この度の改正により、精神的暴力についても保護命令の対象となったところである。

県では、これまでもDVの気づきを促すチラシを作成しており、その中で経済的DV、精神的DVも紹介してきているところである。今後、精神的DVが新たに保護命令の対象となったことを積極的に広報することまでは考えていないが、引き続きチラシの活用により紹介してまいりたい。

また、先程も申し上げたSNSを使ったプッシュ型アプローチの中でも、例示として精神的DVを紹介しているので、ご覧いただいた方に経済的、精神的なDVもあるということに気づいてもらえると考えている。

(〇〇委員)

精神的暴力がDVだと理解されていない場合も少なくないと思うので、取組を推進していただきたい。

(〇〇委員)

DV相談に当たる人がどういったところにどのくらいいるのかが知りたい。

行政説明の中で、DV相談に当たる人の専門的な研修を行ったとあったが、どのような人がこの研修を受けていて、実際に窓口で相談対応に当たっているのか。警察や他課との連携も必要な業務だと思うが、県南と県北とで配置も違うのか。

子ども対象の「STANDBY」について、匿名でのネットを利用した相談が数年前から求められており、それが動き始めたということで各校種の生徒が利用していることは分かったが、実際どのくらいの児童生徒が使えているのか。その相談対応にはどのような人が当たっているのか、24時間対応できるのか、伺いたい。

(人権教育・生徒指導課長)

教育相談に関しては、県内の児童生徒、青少年それから保護者からのいじめや不登校、

家庭の悩みなどの相談を受けている。相談対応に当たっているのは、臨床心理士、公認心理師、元教員などであり、年に数回、研修を実施している。そのほかに、SOSダイヤルも設置しており、同じような資格を持った相談員が24時間対応している。

「STANDBY」については、現在、県立学校については、県立中等教育学校、特別支援学校、県立高校の生徒全員に1人1台の端末があるので、これに導入している。その他、各個人で持っているスマートフォンにも入れるように説明会を行い、導入している。

「SATANDBY」の運用については、24時間対応としており、県外の業者に委託して実施している。9名程度で常時相談に応じており、チャットでやり取りするが、緊急性があるものはすぐ県教委と学校に連絡が行くこととしている。相談は匿名のため、相談者の特定は難しいが、学年までは分かる仕様となっている。

どの学校の何年生かというところまで分かり、ある程度の状況を見ると、例えば希死念慮の子については学校の方が把握をされていて、既に対応しているケースの方が多い。

「STANDBY」はもともと、いじめ対策として、いじめられている子どもが言い出せない、周りにいじめられている子どもがいることを言い出せるようにと作成したものではあるが、実際いじめの相談よりも、本人の学校に対する要望や、個人的な悩み、親子関係、進路の悩みなどが多い。県では現在5年目の運用となっており、市町村で導入しているところはまだないものの、市町村でも興味を示してきており、本年度も既に2、3の市町村から予算規模や必要な対応などについての問い合わせが入ってきている状況である。

(〇〇委員)

オンラインだと全国区で対応できるため安心できる。それに加え、現場ともつながっている。匿名であっても、周辺からの相談であっても繋がっているということが重要と思う。市町村含め、公立学校全てがこれに参加してくれることを期待する。

(人権・男女共同参画課長)

DVの相談受付体制についてであるが、県の配偶者暴力相談支援センターは、ウィズセンターと女性相談所の2箇所あり、県ではその2箇所でDV相談を受けている。相談員の人数は、ウィズセンターが3名、女性相談所が5名である。女性相談所は夜間の電話相談を受け付けており、3名の相談員が1日1人の交代で対応に当たっている。

研修の内容については、資質向上として、全国で先進的なDV支援の取組をされているNPOの方等に来ていただいて講演をしていただくほか、相談員の間でケース会議のようなものを開催するなどしている。それ以外にも、女性相談所やウィズセンターの相談員その他市町村の参画センターのDV担当者なども参加したDV相談専門研修を開催して資質向上を図っているところである。

(〇〇委員)

専門的な研修をしているということがよく分かった。地域の窓口となる市町村の担当者もそういった専門的な研修を受講できれば、地域の問題がそこで吸い上げられやすくなって良いと思う。住んでいる場所に近いところの相談員を集めて研修を実施していた

だきたい。

(〇〇委員)

人権施策とは、周知、教育、啓蒙といった大きな枠組みがあると思うが、それを体系付ける組織。教育庁であれば公立の小中高、幼保。自治体では市町村。これは網羅でき、大学は国の文科省からということでそこから体系付けができるが、私立の小中高、幼保。ここに対しどういう取組をしているのかということ伺いたい。

それから人権を広く考えた時、国の大きな主流の生産人口のほとんどを占める経済団体にどういう取組をしているのか、これからしようとしているのか、伺いたい。

(人権教育・生徒指導課長)

私立学校については、総務学事課が所轄している。このため、教育庁の管轄外にはなるが、都度、教育庁から総務学事課に情報提供をしている。

例えば通知などは、公立については教育庁から出すが、総務学事課に公立学校にはこういった通知を出す、私立学校に対しては、総務学事課から提供してはどうかと情報提供している。その他「STANDBY」などについての質問等もあるため、成果等についてはこちらから情報提供しているところである。

(人権・男女共同参画課長)

企業等に対する啓発であるが、国、特に労働局と連携しながら取り組んでいるところである。企業では公正採用選考人権啓発推進員の設置を促すほか、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントについても、国と連携しながら研修会等を開催し、周知を図っているところである。

(〇〇委員)

インターネット利用のモラル向上について、犯罪に巻き込まれる危険性が若年層において高まっているということであるが、大人も問題だと思う。大人へのモラル向上についてはどうなっているのか。

(デジタル推進課長)

デジタル推進課においては、県民一般向けにホームページ等で啓発を行っている。

AIの発達により、会話の中にもっともなことのように見せかけて嘘が入っていたりする、いわゆる偽情報などに騙されないよう、県民の情報リテラシーを高めていかなければならないが、当課では、大学生など、社会に入る一歩手前、大人としてちゃんと知っておいてもらいたいというような年代に対して研修等を行っているところである。

いわゆる一般県民、という意味では、ホームページで周知しているということまでである。

(子ども家庭課長)

子ども家庭課は青少年の健全育成を所管している。年3回強調月間があり、7月はそのうちの1回である。先日も駅前街頭啓発活動を行ったが、その際に、「子どもは大人を見て育つ」「あなたの行動見られていますよ」というキャッチフレーズのチラシを

配布したところであり、まず大人が模範的な行動を示すべきであるといったことにも触れながら啓発活動を行っているところである。インターネット利用のモラル向上も含めて、こうした取組を行っている。

(〇〇委員)

そのチラシを見たことが無かったが、若年層と平行して、同じくらいの力で大人へのモラル向上の啓発というのは絶対に必要であると考えます。説明していただいたこと以上のことができれば、もっと良いのではないかと。

(人権教育・生徒指導課長)

大人といっても対象に限られるが、PTAに関しては、スマートフォン・インターネットに関する研修を行っている。OKAYAMAスマホサミットでは、保護者部会というのを立ち上げている。そもそも子どもが使うことについて「危険だ」と言うが、大人が分かっていない。やはり大人が知るのには必要だ、ということで保護者部会も立ち上げている状況である。

実際にスマホサミットの中でも、保護者部会の方から、高校生に教えてほしいと言われても大人が知らないので注意ができない。何が起きているかが分からないという話があったので、スマホサミットの中で中高生、保護者、教育長等を交えたシンポジウムを開催し、意見交換している。

ただ、どうしても保護者限定となるため、それ以外となるとなかなか難しいところがある。

(〇〇委員)

一昨年度、障害児施設で虐待があり逮捕者が出たが、前回の審議会で県としてもしっかり指導してもらいたいと要望したが、また逮捕者が出ている。同じ法人で再度逮捕者が出るというのは、権利擁護の推進、人材育成、現場職員の研修や指導といったことに関して、何か対策を取っているのか伺いたい。

(指導監査室総括参事)

当該施設に関しては、新規の児童の受け入れを半年間停止する処分としたところである。また、組織の体制をもう一度見直すよう、強く経営陣に求めているところである。

(〇〇委員)

データによると、子どもの貧困率が少し下がっているようではあるが、今、子どもの貧困は十分な食事がとれないことや、単に経済的な格差だけでなく、体験の格差という言葉でも語られているが、いろんな文化的な活動の不足も社会問題化されている。

こうした中、民間団体が食事の支援やあるいは体験活動の支援をしているのは大変重要視されていて、活発にこういう活動をしている団体も増えてきている。

子ども食堂は食事の支援及び居場所の提供をするということで機能していると思うが、子ども食堂でさらに文化的な活動支援も展開されていくと良いと思っている。

現在、県内に子ども食堂は何件あるか。東京の方では子ども食堂だけでなく、子ども

の貧困に関して活動している民間団体に対して企業が寄付をしていたり、また、行政もサポートしている。子ども食堂及び子どもの貧困に関わる民間団体に、県内の企業がどの程度寄付をしたり、どんなサポートをしているのか伺いたい。

(子ども家庭課長)

昨年秋に東京のNPOが実施した調査によると、県内には62箇所の子ども食堂がある。一昨年の調査では50箇所であったので、徐々に増えてきていると思われる。

民間団体で居場所の提供等を実施している団体に寄付等を行っている企業についてであるが、県の事業として、おかやま子ども支援ネットワーク事業というものがある。これは各県民局ごとに、実績のある団体を中心として、子どもの居場所の提供等を行っている団体同士のネットワークを形成し、その中心となる団体が、企業からの寄付の情報やボランティアの情報をそのネットワーク会員につなぐという取組である。

寄付をいただいている企業としては、全国チェーンの飲食店や地元企業からの食材提供の他、薬品製造会社からの薬品の寄付などもある。現在も新しい企業の開拓を続けているところである。

(〇〇委員)

生理の貧困について。7月5日の県議会において、岡山市内の女子高校生3名が、生理用品を買えない生徒がいるという状況に対して県下全ての高等学校の女子トイレに生理用品を置いてほしいという陳情を行い、それが採択されたという報道があった。

この陳情が採択された後の支援について伺いたい。陳情者は岡山市立の高校生であったことから、政令市との関係で支援する方法も変わってくるのかと思うが、女子高校生の頑張りが非常に素晴らしいと思っている。県はこれにどう対応するのか伺いたい。

(人権教育・生徒指導課長)

現時点では、学校の実情に応じて順次開始していくことと聞いている。担当の保健体育課では、まず、県立高校については今、どういった状況で、どのくらいの要望があるのかを確認し、状況に応じて順次開始すると聞いている。委員のお話のとおり、今回陳情の提出があったのは岡山市立の学校の生徒であるため、そちらについては岡山市が対応することとなる。

(〇〇委員)

障害のある大学生に対する福祉的な支援と、働いている障害のある方に対する就労関係の福祉的支援について、近年の動向を伺いたい。

(障害福祉課長)

障害のある大学生への支援状況ということであるが、直接大学の情報というのは入っては来ないが、障害のある方からの相談などからの情報として、大学によっては、学生支援室のような部署を設けて障害者の方への対応をされていて、大学の講義を受けているときには、それぞれの大学の支援を受けられる。ただ、通学への支援がなく、非常に困難であると聞いている。これについては国の障害者支援の中では、通学や通勤といっ

た、日常反復的に移動するようなケースに対する支援は十分でないという状況にある。一部、地域生活支援促進事業という事業があり、これは国が出すメニューの中から、市町村が任意で実施するという事業であるが、この中に大学生の移動の支援もある。実績はなかったと聞いている。

働いている障害のある方への支援ということでは、就労移行障害福祉サービスで就労移行支援や、就労定着の支援という福祉的な支援はある。ただどうしても就労定着支援は期間として就労して半年後から例えば1年など、期間が限定されてしまう。実際に就職した後は今度は福祉ではなく労働行政の方に移行することとなるため、障害者の雇用促進という面で岡山労働局や、県では産業労働部において、定着支援を行っていると聞いている。県と岡山労働局で、障害者就業・生活支援センターという障害者雇用促進法に基づく施設を県内4か所に設置しており、こちらで就業相談を行っている。ここでは就職を希望するとか、就職した後についても、相談対応している状況である。

(〇〇委員)

大学生の場合、よく相談があるのが、学内での食事・排泄や通学時の移動などにおける介助は大学の本来業務に付随しないものであって合理的配慮に該当しないということで、地域資源を利用するしかないが、地域生活支援促進事業として、重度訪問介護利用者の大学等の修学支援事業も最近できたものであってしかも実施は市町村の任意の制度となると、交渉するのも大変であったり、実施に消極的な市もあると思う。先ほどの説明であれば、県内の大学生の利用はこの数年はないということが良いか。

(障害福祉課長)

国への報告の際に県で集約をしているが、通学の際の介助については、少なくともこの2年くらいは申請がない。

(〇〇委員)

合理的配慮の下に、県内全ての大学で障害者の支援コーディネーターを置くべきと考える。先ほどのLGBTとも関係するが、LGBT関連のコーディネーターを大学に置いているかどうかの把握と、置いてもらえないかという啓発活動も重要ではないかと考える。

(〇〇委員)

支援学校に通う小学生が、医療的ケアが必要なためスクールバスに乗ることができず、家族による送迎も困難であるため自費でタクシー通学をしている。小学生なので、本来であれば市町村で障害があっても受け入れれば済む話であろうが、義務教育ということを考えても、どうにかならないのかと思っている。何か支援策はあるか伺いたい。

(人権教育・生徒指導課長)

特別支援教育課が担当しているが、手元に資料がないので、確認の上後日回答させていただきたい。

(〇〇委員)

老々介護で心中するケースもある。老々介護をしている方に、地域包括支援センターでの支援もあると思うが、県としては今後どのように取り組む予定か伺いたい。

(長寿社会課長)

認知症の人は、令和7年度には全国で約700万人になると国は推計している。また、要介護や要支援の人も高齢化の進行に伴って増えることが見込まれている。そうした状況の中、介護者の負担というのは心身ともかなり大きいと認識しており、お話の市町村の地域包括支援センターにおいて、各種相談対応を行っているところである。県においても、介護者の負担を軽減するため、ショートステイの介護事業所の整備などレスパイト機能の確保に加え、各地域において、近隣住民による見守り支援などのサポート体制の整備といった取組について、市町村と連携しながら進めているところである。

老々介護の問題も含め、介護者の支援については非常に重要な課題と認識しており、今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、取り組んでまいりたい。

(〇〇委員)

昨年9月に国連の障害者権利委員会が対日総括所見を採択し、日本に対し非常に多くの勧告がなされた。その中には、日本は通常の学校が障害児を拒否することを禁止する条項を導入すべきだというものもある。

国の動向もあり、県としての方向性はまだ決まっていない部分もあると思うが、県内で、通常の学校に行きたいが行けなかった、意向が尊重されなかったという事例があるか伺いたい。

また、勧告の中で、強制入院を廃止しろというものもある。これについてはいろいろな議論があるところではあるが、県下では数は少ないと思うが、措置入院、医療保護入院というのはどのくらいの数で推移しているか。この5年くらいではどうか。措置入院は全国でも比較的数少ないため、県下でどのくらい件数があるか知りたい。

(人権教育・生徒指導課長)

通常の学校においては、委員のお話のとおり、保護者の意向を最大限に尊重することは間違いないが、特別支援教育課で所管しており、手持ちのデータがないので件数の把握はできていない。教育委員会としては何度も協議を重ねながら、本当にその子どもがどこに通うのが一番良いのか。保護者の思いも当然あるかとは思いますが、その子どもにとっての教育施設としてはどちらがいいのかということも判断しながら決定している。件数については持ち帰って担当課に確認し、回答したい。

(健康推進課長)

精神保健福祉法に基づく措置入院であるが、権限が岡山市と県それぞれにあり、合わせた件数ではここ2年くらいでは1年当たり40数件くらいの措置入院する方がいらっしゃる。ただ、長期に渡る措置入院は減少しており、令和4年度末で言えば、措置入院されている方が14名くらいいらっしゃる。

(〇〇委員)

DV加害者に対するプログラムについて、日本では欧米社会と違い、加害者に対してプログラムを受けるよう強制する法律はない。しかしながら、国の加害者プログラムに関する研究報告書が令和2年度に出されているなど、加害者に対するプログラムについて模索されているようである。そういった中で、県として何か、加害者プログラムに関する政策や研修はあるか伺いたい。

(人権・男女共同参画課長)

委員のお話のとおり、国では加害者対策の取組としてパイロット事業を広島県などで実施している。そういった国の取組はあるが、県としてはまだ、加害者プログラムを実施するということまでは考えていない。その理由の一つとしては県内には加害者プログラムを実施できるNPO等の団体がないためである。

ただ、加害者に対する取組もしていかなければならないと考えており、県ではウィズセンターの研修で、全国で加害者プログラムの取組をされている方などを講師にお呼びして、年1回程度講演会を開いている。

(3) その他

「人権問題に関する県民意識調査」について
～資料に基づき、人権・男女共同参画課長が説明～

(説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

前回(令和元年度)実施の県民意識調査結果によると、同和問題を初めて知ったきっかけについて、最も多いのが「家族から聞いた」、その次に「学校の授業で教わった」を選んでいる人が多い。これは当時の内閣府の調査よりも多く、平成26年度に県が実施した意識調査の時よりも多くなっている。この、「学校の授業で教わった」を選んだ人が多いというのは、以前教員をしていた者としてはうれしいことだと思うが、調査結果の年齢分析を見ると、年代によって大きなばらつきがある。20歳代、30歳代が低い。私は大学で人権同和教育に関する教育学部の講座を担当しているが、学生に聞くと「同和問題は初めて聞いた」という学生が多い。他の人権課題、障害者問題であるとか性的マイノリティに関する問題などは身近に感じているようであるが、教育学部の学生の何割かが同和問題を知らないという課題に直面している。これはどうしたらよいかと思っていたところであったが、令和6年度に県民意識調査を実施することになるので、是非この質問は残してもらい、どういう動向、変化があるのかを見て、その変化によっては何か政策として取り組んでいかななくてはならないのではないかと思います。

(人権・男女共同参画課長)

5年に1回の調査になるので、5年の間には新しく生じる人権課題などもあるが、同和問題などのようにずっと継続している課題については、やはり年次の変化なども追っていかねばならないと考えるので、そういう点も踏まえて質問等を検討したい。質

問項目等については、次回の審議会でお諮りしたいと考えている。

(3) その他

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

委員の皆様方の任期満了に関連して、お知らせとお願いをさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、令和4年3月に御就任いただき、これまで、貴重な御意見を頂戴したところである。岡山県人権政策審議会規則第4条1項で委員の任期は2年とされており、来年3月16日に任期満了を迎える。委員の皆様方には、本年秋以降、個別に御連絡させていただくので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(〇〇委員)

委員の皆様方には長時間にわたり熱心に御審議いただき感謝する。

以上で本日の審議を終了する。